

青森県報

第二千二百八十三号

平成十六年
二月二日
(月曜日)

目次

告 示

保安林皆伐許容面積の限度……………(林政課) ……一

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告……………(文化・スポーツ振興課) ……三

土地改良区の定款変更の認可……………(農村整備課) ……四

土地区画整理組合の理事の退任……………(都市計画課) ……四

出先機関

土地改良事業の工事の完了……………(北地方農林水産事務所) ……四

道路の位置の指定……………(十和田県土整備事務所) ……四

告 示

青森県告示第五十六号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、平成十六年度保安林皆伐許容面積の限度を次のとおり公表する。

平成十六年二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

皆伐許容面積限度を定める単 位区域又は森林の集団の所在	保安林種	皆伐許容面積限度 (ヘクタール)
中村川、笹内川	水源かん養保安林	一七六・九八
岩木川下流	"	七二・〇八
岩木川上流	"	一、一〇二・〇九
平川	"	五七〇・七四
浅瀬石川	"	六八一・〇六
今別川、蟹田川	"	二五九・二四
青森地区	"	六〇七・四四
下北東部	"	七八・一五
下北西部	"	六五・〇四
上北地区	"	二九・五四
七戸川	"	六〇三・九六
奥入瀬川	"	七一九・五〇
馬淵川下流	"	九五八・八六
新井田川	"	一五二・五八
中村川、笹内川	土砂流出防備保安林	一六三・九六
岩木川下流	"	三〇七・八九
岩木川上流	"	七・四〇

六ヶ所村	上北郡野辺地町	下北郡大間町	むつ市	下北郡東通村	北津軽郡市浦村	西津軽郡木造町	新井田川	馬淵川下流	奥入瀬川	七戸川	上北地区	下北西部	下北東部	青森地区	今別川、蟹田川	浅瀬石川	平川
〃	〃	〃	〃	〃	〃	飛砂防備保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一一・〇六	六・二〇	〇・三六	〇・二二	二二・二〇	六・二〇	六・一四	〇・一八	九八・七六	九五・九〇	一・一四	七四・五四	二二・四四	一四九・五二	一四九・三八	一八・三三	一〇六・三四	四〇・六八

六ヶ所村	上北郡野辺地町	むつ市	下北郡東通村	〃 金木町	〃 鶴田町	北津軽郡市浦村	五所川原市	〃 木造町	〃 車力村	〃 森田村	〃 岩崎村	〃 深浦町	西津軽郡鱒ヶ沢町	八戸市	上北郡百石町	三沢市	〃 横浜町
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	防風保安林	〃	〃	〃	〃
三三・八〇	〇・五〇	四・二〇	一三・八〇	〇・三〇	三・二八	一五・七〇	〇・〇二	五五・七〇	六九・二〇	〇・八〇	〇・六〇	二・二八	三・五六	二・六六	四・八〇	一一・一六	一一・五〇

上北郡六ヶ所村	三沢市	十和田市	〃 七戸町	上北郡東北町	〃 脇野沢村	〃 川内町	下北郡大間町	〃 平内町	東津軽郡三厩村	青森市	北津軽郡中里町	上北郡百石町	十和田市	三沢市	〃 上北町	〃 七戸町	〃 横浜町
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	干害防備保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃
四八・二八	三・二六	二・七四	二・八〇	〇・三八	四・九六	二五・九四	三・六〇	〇・九〇	〇・〇八	一・七六	二・四〇	〇・〇二	〇・四八	四・七〇	〇・六〇	〇・六六	八・三〇

三戸郡階上町	〃	三戸町	〃	福地村	〃	津軽地区	保健保安林	南部地区	〃	八八・八八	三・九四
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一五五・六二	九・三二
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	八・七五	八八・八八

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日
平成十六年一月十六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人くろいしアスリートアンドエンジョイクラブ
- 三 代表者の氏名
高樋 憲
- 四 主たる事務所の所在地
黒石市
- 五 定款に記載された目的
この法人は、地域の連帯感と活力ある地域づくりに貢献するため、地域のスポー

ツククラブとして地域住民に対し、子どもから大人まで生涯にわたって気軽に様々なスポーツが楽しめる事業と、日本代表やオリンピックを目標とする選手を育てる事業を行い、地域住民のスポーツ活動に対しての意識を高め、スポーツを気軽に日常的に心から楽しみ、子どもたちへの教育への貢献と地域住民の健康維持・増進に寄与することを目的とする。

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、八戸平原土地改良区の定款の変更を平成十六年一月二十六日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十六年二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

土地区画整理組合の理事の退任

青森市浜田土地区画整理組合から、次の理事が退任した旨の届出があったので、公告する。

平成十六年二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	住 所
小林 喜隆	青森市桂木四丁目三の二六

出 先 機 関

土地改良事業の工事の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百二十二条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成十六年二月二日

北地方農林水産事務所長 斎 藤 剛

土地改良事業の名称	事業を行う者	工事を完了年月日
上藤森地区基盤整備促進事業	廻堰大溜池土地改良区	平成一六・一・二五

十和田県土整備事務所告示第二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、十和田県土整備事務所及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年二月二日

十和田県土整備事務所長 上 原 佳 三

位 置	延 長	幅 員	指 定 年 月 日
十和田市大字相坂字小林七六の四、七八の一及び七八の二	六四・〇七メートル	六・〇〇メートル	平成一六・一・二六

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市古川一丁目一七番五号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭
------------------------------------	--	------------------------------